

# 平成31年度 国立大学法人山梨大学 年度計画

【平成31年3月29日 文部科学大臣届出】

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学部、大学院の教育を通じ、本学の理念である異分野の柔軟な融合の基礎をなす教養教育を体系的に実施するため、全学共通教育科目及び専門科目の更なる改善を進める。

- ・【1-1】前年度に計画した新カリキュラムの「教養発展科目」を新入生から実施し、その結果や学域等の意見を踏まえ、更なる改善を検討する。また、前年度に設置した「全学共通教育見直しWG」の活動を活発化させ、情報・数理教育科目部門の導入や教養教育科目の内容の再検討など、専門教育と連携した全学共通教育の新カリキュラム作成に取り組む。
- ・【1-2】工学部においては、専門教育に関する学生アンケートを実施し、その結果に基づき各学科ごとに、専門科目のカリキュラムの見直しを検討する。

【2】多様な価値観を尊重する姿勢を涵養するため、全学共通科目において平成30年度までに段階的に協同学習等を導入する。

- ・【2-1】前年度までに導入、定着させた協同学習の実態を踏まえ、同学習に関する情報を授業担当者等に提供し、協同学習の更なる充実を図る。

【3】学習環境の整備や様々な内容・形態のFD（Faculty Development：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）研修を充実させることにより、語学科目及び学部専門基礎科目を中心に反転授業やアクティブラーニングの導入授業数を段階的に増加させ、在学中に自ら学べる自律的な学習者を育成する。また、学生の主体的・自律的な学習に関する評価方法を平成30年度までに開発し、運用する。

- ・【3-1】アクティブラーニングや反転授業に関する講習会や事例報告会などを引き続き開催し、授業手法に関する基礎的な知識の提供や、授業の具体例を共有することで手法の適用方法を伝えることなどを通じて、授業担当者の取組を支援する。
- ・【3-2】前年度までのアクティブラーニング導入授業調査を発展させ、各学部教育委員会と協力し、より詳細なアクティブラーニングおよび反転授業の実施状況調査を全学的に行う。また、JUES（日本の大学生の学習経験調査）を継続的に実施する。
- ・【3-3】教育学部において、教員の教育現場への関与を促進するため、新採用教員の研修を附属学校園で実施する。また、新学習指導要領の改訂を踏まえたアクティブラーニングの導入、教員養成のための授業改善と教育実践を視野に入れ、教育学部FD委員会を中心にFD研修会を継続実施する。
- ・【3-4】アクティブラーニング実施状況調査とJUESの継続実施により現状と課題をより詳細に把握したうえで、各学部の状況に即した改善方法を検討し、アクティブラーニングおよび反転授業の導入授業数の更なる増加を図る。
- ・【3-5】前年度に実施した授業評価アンケートとJUESのクロス分析に基づく評価結果に基づき、学生の主体的・自律的な学習を推進する。また、今後の継続的な評価に資するよう、授業評価アンケートとJUESのクロス分析を継続する。

【4】課題解決能力を身につけられるように、すでに各学部の専門科目として展開されている問題解決型学習（Project Based Learning）に対応した必修科目を平成30年度までに整備する。

- ・【4-1】前年度に整備した問題解決型学習（Project Based Learning）に対応した必修科目について、更なる課題解決能力の向上のため、必修PBL科目の実施状況について調査を行い、その結果をもとに改善を図る。

【5】地域社会・産業界等の要請も踏まえ、各学部で学生が身につけるべき能力（competency）を具体化し、これに合わせて各学部の学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの3方針を見直す。また、それと並行して各科目をナンバリングし、様々な教学関連データの収集・分析から学生の能力獲得状況を評価する方法を開発するなど、教育の内部質保証のしくみを平成31年度までに構築する。

- ・【5-1】今後運用を開始する本学の内部質保証の取組に反映していけるように、学生及び学外の学識経験者等を含むステークホルダーミーティングなどの場を活用し、本学卒業生が地域社会・産業界から求められる能力等の調査を継続する。
- ・【5-2】前年度までに見直しを完了した3方針、科目ナンバリング、改善した授業評価アンケート、4年間継続しているJUESに基づき、内部質保証システムにおけるモニタリングとレビューを試行・検証する。また、定常的な運用に耐える簡明かつ頑健な仕組みになるように、必要に応じてシステムの改善を図る。
- ・【5-3】工学部において、独自に卒業生アンケートを実施する。アンケート結果を精査して、地域社会・産業界等の要請も踏まえたうえで、工学部の学生が身につけるべき能力を具体化し、専門科目のカリキュラムの見直しを含めた検討を行う。
- ・【5-4】シラバスの記載内容等をもとにコンピテンシーの評価方法を引き続き検証し、改善に向けた検討を行う。

【6】教育学部においては、全教員が学校現場での体験を行い実践的指導力やアクティブラーニング等を展開できる資質・能力を高めるとともに、喫緊の教育課題に対応するためのカリキュラム改革を進める。これらを通して、小・中学校9年間の義務教育を俯瞰できる教員や特別支援教育に精通した教員の養成に取り組み、山梨県における小学校教員養成の占有率35%を確保する。

- ・【6-1】教育学部附属教育実践総合センターにおいて、教員育成支援状況報告システムを活用し、前年度に引き続き学部教員による教員育成支援状況を調査する。また、前年度の教員育成支援の実績について、同センター教員育成推進部門を中心に整理・分析を行う。
- ・【6-2】新学習指導要領の改訂を踏まえたアクティブラーニングの導入、教員養成のための授業改善と教育実践を視野に入れ、教育学部FD委員会を中心にFD研修会を継続実施する。
- ・【6-3】前年度作成した「やまなし教員等育成指標」と学部・大学院カリキュラムの対応表を、学部学生・大学院生に対して周知する。また、学部の新設科目（教養発展科目）の次年度実施に向け、教務委員会において準備を進める。更に、教務委員会と授業臨床部会運営委員会が連携し、新免許法に則ったカリキュラム（新教職課程）が計画通り実施されているか検証し、見直しが必要な場合は、改善を講じる。
- ・【6-4】前年度の分析結果等をもとにガイダンス等の充実を図り、必要な対策講座等を実施することで、学部全体の教員就職率の更なる向上を目指すとともに、山梨県小学校教員の就職率の向上を図る。また、2020年度入試改革による推薦入学生（山梨県小学校教員希望学生）の教育プログラムについて、教務委員会を中心に検討を進める。

【7】様々なキャリアパスに対応できる教育環境を整備するため、大学院修了者の備えるべき能力を具体化し、学修過程及び成果を可視化することを通して評価する。それをもとにカリキュラムや教育方法を整備し、その評価を全学で厳格に行い大学院教育を実質化する。また、既存の長期履修制度や期間短縮制度の利用促進、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した教育の充実等により、社会人の学び直し機能を強化する。

- ・【7-1】大学院修了生へのディプロマポリシーに対応した能力獲得に関する調査をおこないデータを蓄積する。その結果を踏まえて、カリキュラムの内容を精査し、修正が必要な問題を明らかにし改善策ならびに評価方法を検討する。
- ・【7-2】博士課程共通科目においては、前年度蓄積したセミナー動画等のコンテンツを活用・改善するなど、社会人大学院生が学びやすい環境を更に充実させ、大学院教育における教育ICTシステムの活用を引き続き推進する。
- ・【7-3】社会人の学び直し機能の強化に向け、カリキュラムの改善だけでは十分な入学者が見込まれないため、別の角度も含めて検討する。

【8】平成28年度に「発生工学技術開発・実践」、「流域環境科学」、「先端脳科学」の大学院特別教育プログラムを開設する。また、平成29年度で終了する博士課程教育リーディングプログラム等の後継プログラムを平成30年度に開設するとともに、他大学との連携による共同学位プログラムを構築して大学院教育を充実する。これらを通じて融合研究成果の迅速な社会還元と新たな融合研究の創出につなげ、地方創生に貢献できる人材を育成する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【8-1】前年度までに開設した4つの大学院特別教育プログラムにおいて、引き続き教育改善を進め、それぞれの目標に向けた独創的・戦略的教育を深化させる。併せて、実施された教育方法・教育メニューの中から、一般専攻等にも応用可能で効果的な教育手法を抽出・検討し、学内への展開を図る。
- ・【8-2】前年度に採択された卓越大学院「パワー・エネルギー・プロフェッショナル（PEP）育成プログラム」を、連携大学と協力して推進する。修士課程グリーンエネルギー変換特別教育プログラム、博士課程エネルギー物質科学コースグリーンエネルギー変換工学分野において、卓越専門選択科目を開講するとともに、卓越必修科目のオンデマンド講義開講、集中合宿、インターンシップなどの教育活動を行う。

【9】「特別教育プログラム」の成果を評価し、各プログラムの改善点や存廃等について継続的に検討を行う教育(プログラム)評価マネジメントシステムを平成31年度までに構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【9-1】特別教育プログラム事業の実績を踏まえ、学生アンケート結果、中間期外部評価、内部評価・総括等を反映させながら、実践的教育及びその内容の改善・強化を目指すPDCAサイクルを基調とした大学院教育評価マネジメントシステムを構築する。

【10】教職大学院における実習校の充実や修了生のフォローアップ等を山梨県教育委員会との連携・協力により行い、現職教員のスクールリーダーとしての力量を一層高めるとともに、現職教員を除く修了者の教員就職率100%を確保する。

- ・【10-1】教職大学院における改善すべき課題を見出すため、修了生（現職教員）の勤務校での職務状況・能力等について、山梨県教育委員会との連携・協力のもと、継続して追跡調査し、教育効果の検証を行う。
- ・【10-2】教職大学院の拡充改組を行い、山梨県教育委員会との連携・協力のもと、新たに設置した「学校マネジメント分野」において学校経営、学校改善などをリードできる現職教員の養成を目指す。

- ・【10-3】大学院生（ストレートマスター）の教員就職率100%に向けて、一年次からの教員採用試験の受験を促すとともに、各種教員採用試験対策等の検証を行うなど、更なる充実を図る。

## （２）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【1 1】 教学関係各種委員会の役割及び構成の見直しを行い、全学的なマネジメント体制を強化する。

- ・【11-1】 前年度に引き続き「機構長、各センター長及び部課室長の打ち合わせ会」を定期的に関催し、各種委員会等が更に有効に機能するよう全学的な教学マネジメントを推し進めるとともに、マネジメントの推進を支援するため、事務組織体制の整備を図る。

【1 2】 多様性や実践性を伴う教養教育を充実するため、山梨県内外の大学及び官公庁・企業等の参画を得て、問題の多角的な検証や具体的なケースへの理論の適用等について学ぶことができる授業を教養教育センターが中心となって拡充する。

- ・【12-1】 全学共通教育科目において、学生に実践的学習の機会を幅広く提供するため、前年度に引き続き外部講師の招聘を促進するとともに、外部講師による授業の教育効果について検証する。
- ・【12-2】 学生に多様な学習の機会を提供するため教養教育センター講座を継続し、前年度に引き続き多様な分野の講師による講座を企画実施する。

【1 3】 本学のこれまでの反転授業やOPPA（One Page Portfolio Assessment：1枚ポートフォリオ評価）の実績に基づき、大学における教育方法の研究・開発を進めるため、大学教育センターを平成31年度までに発展的に改組する。その成果は学内だけでなく、他の高等教育機関にも還元する。

- ・【13-1】 教育方法の研究・開発を推進するため、引き続き、これまで取り組んできた成果等を大学教育研究フォーラムなどで発表することを通して、他の高等教育機関関係者にも広く還元する。

【1 4】 アクティブラーニングの実施や成績評価の厳格化など、実践的な課題に関する全学的なFDを強化し、FDに参加した教員にポイントを付与して参加状況を可視化するなど、教員の参加を促す制度を平成30年度までに整備する。

- ・【14-1】 教員の力量の更なる向上に向け、内部質保証の取組に連動するアクティブラーニングや成績評価に関する基礎的な知識と適用方法を広く伝えられるよう、通常のFDに加えてオンラインFDも継続して実施する。

【1 5】 特色ある教育を開発・推進した教職員等、教育の成果に特化した教員やグループに対する表彰制度（仮称:Best Teaching Award）を平成30年度までに整備する。

- ・【15-1】 前年度に引き続き、優秀教育賞（ベスト・ティーチング・アワード）を受賞した教員（グループ）の活動内容を全学教育FD研修会に活用し、特色ある教育の開発・推進向上を目指す。

【1 6】 学生も含んだFD委員会、学外の学識経験者を含む教育評価委員会等、本学のステークホルダーが教育改善に参加するしくみを平成31年度までに構築する。

- ・【16-1】 学生及び学外の学識経験者を含むステークホルダーミーティング等を引き続き実施し、教育の内部質保証システムの実施体制に組み込むことで、教育改善を進める。また、学生

が教育改善に参画する仕組として前年度に構築した「教育改善プロジェクト」を継続して実施する。

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【17】 経済的に困窮している学生を支援し、国内外の優秀な学生を確保するため、入学料・授業料免除、奨学金及び奨励金等による経済的支援を充実させる。

- ・【17-1】 経済的理由や災害により学費の納入が困難な学生に対し、引き続き入学料・授業料免除、奨学金及び奨励金による経済的支援を実施する。また、経済的支援奨学金制度などの本学独自の経済的支援制度の拡充を図るとともに、2020年度から実施される高等教育の無償化制度の対応を進める。
- ・【17-2】 学生生活への支援に資するため、前年度に実施した「学生生活実態調査」の結果を活用し、今後の学生支援や修学支援等の充実を図る。

【18】 障がいのある学生、メンタルサポートの必要な学生の個別のニーズに応じた対応事例を蓄積し、それをもとにした研修等を通じて教職員の支援スキルの向上を図るなど、多様な学生に対する支援機能を強化する。

- ・【18-1】 これまで蓄積及び分析してきた学生対応事例を踏まえ、学生対象及び教職員の支援スキル向上を図るための研修並びに情報発信を継続する。また、障がい学生に対するサポーター制度の継続とともに、学生への対応にあたっては、前年度に設置した学生サポートセンターを中心に、各学部教員と連携を強化して取り組むなど、学生支援の充実を図る。
- ・【18-2】 キャリアセンター、保健管理センター、学生サポートセンターによる「キャンパスライフサポート協議会」を引き続き開催し、学生相談情報を共有するなど、各センター間の連携を推進するとともに、学生相談体制の充実につなげる。
- ・【18-3】 教育学部においては、教育実習委員会に新たに教育学域の臨床心理担当教員を委員として配置し、教育実習期間中及びその前後の学生のメンタルサポートの充実を図る。

【19】 学生ポートフォリオを活用した成績不振者への修学指導、ラーニングコモンズ・フィロスやeラーニング等を活用した授業支援（リメディアル教育を含む）に引き続き取り組み、学生サポーター制度等も導入した全学的な修学支援体制を平成31年度までに構築する。

- ・【19-1】 各学部からの要望に対応して、学生ポートフォリオの利用ガイドの作成や講習会の実施等を継続し、修学支援に対するポートフォリオの活用を進める。
- ・【19-2】 前年度策定した全学的な修学支援の全体計画を踏まえて、学生が参画する仕組を含めた全学的な修学支援体制を構築する。

### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【20】 入学者選抜方法研究委員会等による検討結果を踏まえた新たな推薦入試・AO入試を実施する。また、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入に向けて一般入試における評価・判定方法のあり方を検討し、これらを踏まえて、平成30年度までにアドミッション・ポリシーを改訂する。

- ・【20-1】 前年度改訂したアドミッションポリシーの実現に向けて、2021年度入試で実施する個別学力検査やその他の評価方法等について学部ごとに具体化を進めるとともに外部へ向けて告知を行う。

【21】教育国際化推進機構の下にアドミッション・オフィス（仮称）を新設し、大学教育、教養教育、国際交流の各センターと連携して選抜方法の研究、選抜に関わる教職員のトレーニングプログラムの開発及び高大連携の促進に取り組む。

- ・【21-1】前年度から試行した新しい入学前教育の成果、入試情報システム・ネット出願システム等から得られた情報、入学後の成績情報などをもとに本学入学者の状況分析を継続する。
- ・【21-2】入学者選抜に関わるトレーニングプログラム開発を継続して行い、アドミッションセンターの企画によりテーマ別講習会を2回以上実施するとともに、講習会内容について自学自習できるような教材を整備する。
- ・【21-3】各学部と連携して入試広報のコンテンツを制作し、アドミッションセンターのHPの充実拡充を継続する。

【22】高等学校教育課程における学力の3要素（①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度）を育成するための学習・指導方法の改善及び評価方法の開発を支援することにより、本学への進学が見込まれる山梨県内外の高等学校との連携を深める。

- ・【22-1】山梨高大接続研究会において、大学側からだけでなく高校からの実践研究を含めるなど、学力の3要素育成のための学習・指導方法の改善及び評価方法の開発に継続して取り組む。
- ・【22-2】山梨高大接続研究会の県内外への公開を継続するとともに、本学への進学が見込まれる山梨県外の高等学校に対する大学説明会を実施する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【23】本学の強みであるクリーンエネルギー研究、発生工学技術開発研究、先端脳科学研究、流域環境科学研究の4つの融合研究プロジェクトに対して、引き続き重点的に支援して国内外の研究機関との共同研究を推進するとともに、その成果を世界に発信し、国際的な研究水準の拠点形成を形成する。また、本学の伝統を踏まえ、特色を活かした研究であるワイン科学、微生物バイオテクノロジー、発酵化学等の研究を推進するとともに、給付型奨学金等を行う大村智記念基金事業を平成28年度から開始し、その活用を通して優秀な人材を集積して国際的な研究水準の拠点形成を目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【23-1】研究推進・社会連携機構及び研究マネジメント室で協働し、本学の強みであるクリーンエネルギー研究、発生工学技術開発研究、先端脳科学研究、流域環境科学研究の4つの融合研究プロジェクト及びワイン科学、微生物バイオテクノロジー、発酵化学等の研究に対し、共同研究の新規マッチングの強化などにより外部資金の獲得支援を行う。また、URAを中心に、学内共同教育研究施設と各学域の共同研究を推進するなど、融合研究への支援を行う。これらにより得られた成果をHPや学会発表等で世界に発信することを通じ、国際的な研究水準の拠点形成を目指す。
- ・【23-2】発生工学研究センターにおいては、引き続き専任教員の配置について見直すなど、機能強化に向けた取組を推進する。

【24】融合研究で得られた成果に基づいた「特別教育プログラム」を大学院教育において展開し、新たな研究人材を育成するなど、研究と教育を一体化させるサイクルを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【24-1】前年度開設した大学院特別教育プログラムにおいて、得られつつある融合研究の成果と、今後の融合研究推進のための技術糾合に向けた研究討議の場とを通して、融合研究の場と教育の場とを連結させた新たな大学院教育手法の展開を目指すとともに、それらの取組を大学院教育マネジメント室ワーキングユニットにおいて引き続き支援する。

【25】「ヒトの発達過程（教育、医）やそれに影響を与える環境条件（工、生命環境）」などに焦点を当てた、分野横断的で新たな質や価値を生み出す融合プロジェクトを、平成28年度中に3つ以上開始し、重点的に支援する。これにより、平成30年度までに融合研究に係る学会発表数を平成26年度に対し20%以上増加させる。それらの成果をもとに、融合プロジェクトの中から本学の強みとなる国際的な研究水準の複数の拠点形成を目指す。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-1】研究マネジメント室を中心に、今年度から開始する新たな「分野横断的融合研究プロジェクト」において「ヒトの発達」、「学びの発達」、「地域の発達」の3つの融合研究課題（小課題15件）を重点的に支援し、各小課題ごとの研究ミーティングや成果報告会の開催を通じ、融合研究の推進を図る。これにより、融合研究に係る学会発表数を平成26年度に対し20%以上増加させる。また、それらの成果を学会発表などで世界に発信することを通じ、本学の強みとなる国際的な研究水準の複数の拠点形成を目指す。

【26】次世代の融合研究を育む萌芽的研究を公募し、学長のリーダーシップの下に平成30年度までに20件以上の戦略的な支援を行い、これをシーズに平成31年度以降に新たな融合研究プロジェクトを立ち上げる。

- ・【26-1】次世代の融合研究を推進するため、研究マネジメント室を中心に、「萌芽的融合研究プロジェクト」研究課題を2019年6月までに10課題程度選出し、支援を行う。また、前年度に採択した12課題にかかる研究成果の分析を進め、新たな融合研究プロジェクトのシーズ発掘を目指す。

【27】地場産業振興に直結したクリスタル（結晶材料）科学、ワイン科学や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究等、地域の要請に応える研究分野を継続的に進展させる。

- ・【27-1】「地域振興研究プロジェクト」において、地場産業振興に直結したクリスタル（結晶材料）科学、ワイン科学や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究等を推進する研究課題を2019年6月までに5課題程度選出し、支援を行う。また、前年度に採択した6課題にかかる研究成果の分析を進め、地域の要請に応える研究分野を進展させる。
- ・【27-2】前年度において公募・審議・決定した新たな「分野横断的融合研究プロジェクト（ヒトの発達、地域の発達）」において、ワイン科学、山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究を推進する。
- ・【27-3】クリスタル科学研究センター、ワイン科学研究センター、出生コホート研究センターの研究等活動を、HPなどにより地域に発信することを通じ、地域の要請に応える研究分野の進展を図る。

【28】山梨県との連携の下、燃料電池、地熱、地中熱利用等のクリーンエネルギー基盤技術、安全な食物生産、地域防災及び学校教育に関する研究を推進し、またそれらの共通基盤技術となる情報解析に関する研究を展開し、その成果を地域に還元する。

- ・【28-1】「地域振興研究プロジェクト」において山梨県との連携のもと、燃料電池、地熱、地中熱利用等のクリーンエネルギー基盤技術、安全な食物生産、地域防災及び学校教育に関する研究を推進するための研究課題を2019年6月までに5課題程度を選出し、支援を行う。また、前年度に採択した5課題にかかる研究成果の分析を進め、地域の発展に資する研究の進展を目指し検討を行う。
- ・【28-2】前年度において公募・審議・決定した新たな「分野横断的融合研究プロジェクト（学びの発達、地域の発達）」において、学校教育、地域防災に関する研究を推進する。

- ・【28-3】燃料電池ナノ材料研究センター、クリーンエネルギー研究センター、地域防災・マネジメント研究センターを中心に山梨県と連携し、地域発展のための研究等活動を地域に発信することを通じ、研究の推進を図る。
- ・【28-4】地域防災等の研究において、共通基盤技術となる情報解析に関する研究を展開し、その成果を地域に還元する。

【29】地域活性化につながる可能性のある新たな研究課題を公募し、平成30年度までに20件以上の支援を行い、その成果をもとに地域連携事業を展開する。

- ・【29-1】「地域連携事業支援プロジェクト」において地域活性化につながる可能性のある研究課題について前年度に選出した12課題に対し、支援を行う。
- ・【29-2】県内自治体、金融機関、観光及び農業団体から、地域の課題を収集し、それら課題を研究テーマとする「地方創生支援教育研究プロジェクト」を公募する。また、その研究成果を成果発表会などを通じて、地域に広く公開する。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【30】IR (Institutional Research : 経営戦略の立案のためのデータの収集・分析等) 機能を強化し、大学院総合研究部において、客観的指標に基づき戦略的な研究費の配分や教員人事を行う。特に、任期制と業績評価を活用したキャリアパスの構築等により、優秀な若手研究者の積極的雇用を進める。

- ・【30-1】IR室とURAセンターを中心に、引き続き本学の研究力強化に向けたデータ分析及び執行部への情報提供等に取り組む。また、学外研修会への参加等により、IR活動に係る先進機関からの情報収集等に努めるなど、継続してIR活動の強化に取り組む。
- ・【30-2】前年度に引き続き、「多様な教職員の確保に係る人事方針」や「若手育成と流動性確保による持続可能な教員人事システムに向けた今後の教員人事方針」等に基づき、若手教員(特任を含む)を積極的に採用する。

【31】融合研究プロジェクト等の企画や研究力分析等を行う研究マネジメント本部(仮称)を平成28年度までに設置し、一元的に研究支援や成果の活用促進を行うとともに、URA (University Research Administrator : 研究マネジメント人材(2名))を4名に増員するなど、高度な専門性を有する研究支援人材の配置を拡充する。

- ・【31-1】研究マネジメント室及びURAセンターで協働し、融合研究プロジェクト等の企画や研究力分析・評価を行う。また、専門職(URA等)を積極的に研修に参加させることなどを通じ、その位置付けの明確化を図る。

【32】異分野の研究者の交流を活発にし、新たな研究領域が創造できるようファカルティスペースを平成29年度までに確保する。

- ・【32-1】URAセンターにおいては、ファカルティスペースを活用し、融合研究推進のための研究ミーティングを開催するなどコーディネート活動を強化することを通じ、前年度以上に、異分野の研究者の活発な交流を行う。

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【33】産官学連携のもとに地域社会、地域産業の課題解決に取り組むとともに、戦略的かつ総合的な研究成果の社会還元が推進できるよう、社会連携・研究支援機構における自治体、企業や各種団体との連携協議の場を充実・強化し、その場において、産官学連携を推進するための体制を継続的に検証し、見直す。これらの取組を通じ、平成30年度までに地域との共同研究・技術指導の実施件数を平成26年度に対し30%以上増加させる。



- ・【33-1】地域の自治体等との連携協定の新たな締結に取り組み、自治体等との連携協議の場を充実・強化を図るとともに、産官学連携を推進するための体制を継続的に検証する。これらの取組を通じ、地域との共同研究・学術指導の実施件数を平成26年度38件に対し30%以上（50件以上）に増加させる。

【34】水素・燃料電池関連の研究成果を実用化するため、学外者を含む協議会において情報を共有し、水素・燃料電池技術支援室を拠点に技術移転を促進するなど、山梨県・県内自治体、産業界等と連携した産官学共同研究活動や特許のライセンス活動を推進する。

- ・【34-1】平成29年度から5年計画で継続している文部科学省地域イノベーション・エコシステム形成プログラム「水素社会に向けた「やまなし燃料電池バレー」の創成」事業を中心として、山梨県、地域企業と連携して水素・燃料電池事業化のための研究を加速させる。併せて、その研究成果である試供品を、自動車メーカー等へ提供する。
- ・【34-2】山梨県の委託を受け開設している「燃料電池関連製品開発人材養成講座」について、過去3年間の実績を踏まえ、より実践的な内容で実施する。これらの取組を、やまなし水素・燃料電池ネットワーク協議会を通して活性化させ、大学の研究成果を活用した県内企業の水素・燃料電池関連産業の集積を推進する。また、実習成果を国際展示会等に出展する。
- ・【34-3】水素・燃料電池関連の研究活動において、前年度に引き続き、特許調査等、積極的に特許ライセンス活動を推進する。特にセラミック担体の評価と量産化について加速する。

【35】地域のニーズに対応した社会人の再教育を推進する。特に、第2期に開始した「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム（ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム）」（実施期間平成26～28年度）による社会人再教育を継続し、同プログラム終了後（平成29年度以降）も毎年度5名程度ワイン・フロンティアリーダーを養成する。

- ・【35-1】地域のニーズに対応した社会人の再教育を推進するため、山梨県と連携して「燃料電池関連製品開発人材養成講座」及び「医療機器設計開発人材養成講座」を引き続き開講する。
- ・【35-2】地域社会からの要請により授業科目の一部を見直した「ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム」による社会人再教育を、山梨県及び山梨県酒造組合と連携して、引き続き学内資金にて実施し、ワイン・フロンティアリーダーを育成する。

【36】「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、さらには地域社会と大学が協働して課題を共有し、それを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

- ・【36-1】地域志向型の教育カリキュラム「地域課題解決人材育成プログラム」を継続して行う。同プログラムを構成する地域志向型共通教育科目を40科目以上開講し、延べ1,200人以上に履修させる。また、地域の課題を発見し、解決する能力を身につけるための「地域課題解決科目」を10科目以上開講し、地域自治体と連携して、当該地域の課題をテーマに取り組み、その成果を当該自治体の施策に活かす取組を行う。
- ・【36-2】地域から収集した課題を研究テーマとする「地方創生支援教育研究プロジェクト」を5件程度実施する。その結果は、成果発表会を通じて広く地域に発信する。

【37】山梨県教育委員会等との連携により、地域の小・中学校等における研修会に組織的に参画するなど、現職教員の教師力向上に寄与する。

- ・【37-1】現職教員の教師力向上を目的とした教員研修等を教育学部と山梨県教育委員会との協働により継続実施する。また、教員養成・採用・研修の一体的改革推進事業を継続実施し、同事業のうち初任者研修における学部教員の派遣について、附属教育実践総合センター教員育成推進部門を中心に、報告書及びアンケート結果から事業効果を検証する。
- ・【37-2】山梨県教育委員会との協働により、地域や学校における現代的課題の解決に向け、教育学域教員と現職教員とがシンポジストになり、意見交換等を行う「教育フォーラム」を継続開催する。

【38】地域貢献事業として、地域向けの公開講座及びセミナー、出前講義、講演、高大連携講演を継続して実施する。また、学生による大学紹介等の学内向けエリア放送の内容充実と地域への拡大、地域未来創造センターのホームページにおける地域志向型教育研究プロジェクトの紹介等、地域への積極的な情報発信に取り組む。

- ・【38-1】前年度に引き続き連続市民講座、市民開放授業の開講・実施を通して、地域の生涯学習に貢献する。また、地域高等学校を対象に出前講義を行うとともに、教育委員会からの依頼によるSSH採択校への教員派遣を行うなど、当該校の学習への支援を積極的に行う。
- ・【38-2】地域志向型の教育及び研究の活動状況を地域未来創造センターHPを通じて行うとともに、成果発表会を開催し、活動の成果を広く地域に発信する。また、エリア放送を活用して、大学情報の紹介を行うほか、甲府キャンパスにおける災害時の緊急放送機能を果たしていく。

【39】県内全大学と横浜市立大学、県内自治体や企業等の協働を取りまとめ、「ツーリズム」「ものづくり」等4分野における単位互換による実践的なカリキュラムやインターンシップの実施、新規事業化の支援、就職マッチングの強化等により、地域の雇用創出や学卒者の地元定着の向上に取り組む。

- ・【39-1】前年度に引き続き、事業協働機関と連携して、単位互換による「やまなし未来創造教育プログラム」を、コース履修登録者170人を目標に実施する。また、地域の企業等とも連携して、前年度までの取組実績を踏まえつつ、就職マッチングに向けた県内インターンシップ（履修者目標165人）を進め、更なる雇用の創出と学卒者の地元定着の向上に取り組む。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【40】早期キャリア教育の一環として、全学部を対象に、専門分野に合わせた海外インターンシッププログラムを平成29年度までに開設する。

- ・【40-1】前年度に引き続き、海外インターンシッププログラムに参加した学生の意識の変化を追跡調査するとともに、春季・夏季プログラムの視察や、実施企業との意見交換等を行い、各プログラムの内容を充実・改善及び、プログラムの拡充について検討する。
- ・【40-2】前年度に開講した「海外で学ぼう-海外職場文化体験Ⅰ・Ⅱ」における事前と事後学習内容等の見直しを行うなど、海外インターンシップの効果を更に高める取組を推進する。

【41】大学院修士課程工学専攻において、海外大学とのダブル・ディグリーまたはジョイント・ディグリープログラムを平成30年度までに開始する。

- ・【41-1】西南交通大学に加え、新たに杭州電子科技大学からのダブルディグリープログラム学生の受け入れを開始する。ダブルディグリープログラム学生に対する共同指導を通して、西

南交通大学及び杭州電子科技大学の教員との共同研究を推進する。

【42】留学生OBネットワークを平成30年度までに整備して、入試広報及びIR活動に活用することにより、優秀な留学生を確保するとともに、平成33年度までに留学生受入数を平成27年度に対し20%以上増加させ、国際的な共同研究を促進する。

- ・【42-1】留学生受け入れ数値目標の達成に向けて、留学生OB ネットワークを利用した入試広報活動として、タイとマレーシアで進学説明会を開催することに加え、日本国内の日本語学校においても大学院進学説明会を実施する。更に、学内入試・教務関連書類の英語化を徹底し、渡日前入試に合格した留学生の在留資格審査及び到着直後の支援を強化するなど、留学生受け入れ環境をさらに整備する。

【43】留学生と日本人学生が一緒に生活する混住寮の交流スペースを平成29年度までに整備するほか、グローバル共創学習スペースでのサポート内容をさらに充実させ、平成33年度までに利用者数を平成27年度に対し10%増加させる。

- ・【43-1】前年度に設けた混住フロアへの留学生の入居率向上のため、新たに芙蓉寮の北棟を大学院生、女子学生も入居可能な甲府国際交流会館アネックス（混住寮）とし、留学生と日本人学生の交流を促すための仕組の整備を進める。
- ・【43-2】グローバル共創学習スペースでのサポートについて、従来の外部委託によるアドバイザーを見直し、アドバイザーに加え、新たに広報を強化するための非常勤職員を雇用するとともに、英語学習・海外留学及び留学生と日本人学生の交流を促すイベントを定期的で開催し、利用者数を平成27年度に対し7%増加させる。

【44】協定校との連携を強化し、平成33年度までに海外派遣学生数を平成27年度に対し20%以上増加させるとともに、グローバル・パートナーシップの形成などを通して海外の研究者及び学生を短期間に受け入れ、本学の学生に海外の研究者や学生と協同して問題解決に取り組む機会を提供する。これらの取組を通じ、本学の強みとする融合研究分野を中心に最先端の共同研究を促進する。

- ・【44-1】トビタテ留学JAPANやさくらサイエンスプランなど、学生派遣及び受入を促進する外部資金申請のサポート体制を強化し、各学域における学生交流を促進させる。
- ・【44-2】学生のニーズに沿った海外派遣プログラムを交流協定校との連携により検討し、新たに異文化体験を主とする2週間程度の夏季海外研修プログラムを開始する。
- ・【44-3】外国人短期研修制度を活用し、協定校等からより多くの学生や研究者を受け入れ、日本人学生との合同ワークショップや合宿を実施することにより、協定校との連携強化及び共同研究の推進をする。
- ・【44-4】「山梨大学日本語・日本文化短期プログラム」の受入先を増やし、海外協定校からの訪問学生と日本人学生との合同ワークショップや合宿を実施することにより、本学の学生に海外の学生とのチームワークと協働学習を体験させる機会を更に増やす。

## （2）附属病院に関する目標を達成するための措置

【45】山梨県地域保健医療計画や地域医療構想の策定に参画し、がん疾患、周産期医療、災害医療等の地域医療の課題の解決に、拠点病院として県や県内医療機関と連携して取り組む。

- ・【45-1】平成30年6月に山梨県アレルギー疾患医療拠点病院に指定された当院のアレルギーセンターを中心に、今後、県との連携・協力体制により、県の地域医療計画において課題とされているアレルギー疾患対策（医療従事者の育成、市民フォーラム等の開催による知識の普及・情報提供）を実施し、診療体制の構築を進める。また、がんゲノム医療連携病院として、山梨県と協力体制のもと、がんゲノム医療に関する正しい知識の普及・啓発を県民

に対して実施する。

【46】学部教育では学生の臨床実習時間数の増加など診療参加型臨床実習の更なる改善・充実に図り、卒後の初期研修につながる一貫した知識と技術を学ばせるなど、学部と附属病院が連携した高度医療人養成のためのプログラムの見直しを行い、実践する。また、研修会の実施を通じ、がん診療専門医、産科医、助産師、肝疾患コーディネーターなどの多様な医療人養成を推進する。

- ・【46-1】「世界医学教育連盟（WFME） グローバルスタンダードに準拠した医学教育分野別評価基準日本版」に沿って、医学科4年次カリキュラムを見直し、新テュートリアル教育及び臨床実習（BCC）を実施する。
- ・【46-2】2020年度からの正式導入に向け、医療系大学間共用試験実施評価機構が実施する臨床実習後OSCE（Post-CC OSCE）のトライアルに参加する。
- ・【46-3】山梨県地域医療支援センターと連携し、山梨県主催の専門研修プログラム広報活動事業への参加及び、本院の初期臨床研修医等へのプログラム内容の広報等を行い、前年度に引き続き応募者55名を目標として、山梨県への医師定着に努める。

【47】平成31年度までに、新病院でのハイブリッド手術室や術中MRI、ロボット手術を用いた高度な手術件数を平成28年度に対し10%増加させるとともに、診療科横断型の診療機能別センターを順次整備する。

- ・【47-1】現有の内視鏡下手術支援ロボット1台を更新のうえ、台数を2台体制として保険適応症例が拡大した同支援ロボット対象手術件数を増加させるとともに、ハイブリッド・MR I手術室の運用を促進し、高難度手術件数を対平成28年度比で25%増加させる。
- ・【47-2】平成28年度から順次整備を進めてきた診療機能別センター（リウマチ膠原病センター、アレルギーセンター、IVRセンター及びてんかんセンター）の稼働状況を確認（検証）のうえ、今後の稼働予測及び活動内容について検討する。

【48】平成29年度までに臨床研究支援部門を整備し、同部門を中心に臨床研究の企画業務、CRC（Clinical Research Coordinator：臨床研究コーディネーター）業務、品質管理業務などの研究支援を行い、先進医療等に関する研究を含め新規臨床研究実施件数を平成28年度に対し10%増加させる。

- ・【48-1】臨床研究連携推進部を中心に臨床研究法への対応を図り「特定臨床研究」を含む臨床研究受入フローに基づき、サイエンスボードを新たに設置する等、臨床研究実施支援体制を整備し、引き続き6件以上の臨床研究支援の実施を目指すとともに、臨床研究の品質管理向上を図る。

【49】診療科横断型の診療機能別センターを整備し、不足している外来診療スペースを拡大するため、国の財政支援による附属病院再開発整備に合わせ、自己財源で外来棟を増築する。

- ・【49-1】診療機能別センターとして設置した、リウマチ膠原病センター、アレルギーセンター、IVRセンター及びてんかんセンターの今後の稼働状況を勘案するとともに、各診療科の外来患者数の推移を検証のうえ、外来診療棟の増築規模及び建設場所についての計画を検討する。

### (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【50】附属学校園における教育の特色づくりを推進するために、教科の連続性や教科担任制及び学校段階の接続を考慮したカリキュラムづくりなどを進める。また、附属学校園での実践研究の成果をもとに、教員養成カリキュラムにおける新たな科目の開設や既存科目のシラバスの見直し、教育学部及び教育学研究科等における教育実践に関する研究をさらに進める。

- ・【50-1】「教員養成・教育実践研究協議会」に新たに設置する企画部門を中心として、附属教育実践総合センター（教員育成推進部門及び附属学校園共同推進部門）が連携し、年4回の定例協議会などを通じて、各事業の充実を図る。また、地域連携支援事業として「研修・研究協力のための、山梨大学附属4校園の教員派遣」を試行実施するなど、教育学部・教職大学院と附属学校園と地域を結びつける共同研究（大学教員が主催する共同研究会等）を推進する。
- ・【50-2】「教員養成・教育実践研究協議会」と教育学部附属教育実践総合センター、授業臨床部会運営委員会、教科教育連絡協議会の連携を強化し、教員養成に係る特色ある教育実践のための検討を進める。

【51】教育学部及び附属学校園の共同による教育実践研究等推進のための組織を平成30年度までに整備し、教員間の相互交流、研究活動の質的向上に取り組む。その成果を山梨県教育委員会等との協働によるスキルアップ講座の実施等を通して地域等に還元する。

- ・【51-1】県内教育機関における研究活動を支援・協力する目的で、前年度整備した附属学校園の教員派遣を試行実施するほか、前年度試行実施した内容を踏まえ、附属学校園を活用した現職教員のための「スキルアップ講座」を開催し、研究の成果を地域に還元する。
- ・【51-2】地域の公立学校の教員養成や教育研究への貢献を意識した研究推進のために、指導助言者として山梨県教育委員会指導主事他、校種別に県立・公立学校長を招聘し、公開研究会（事前研究会を含む）を継続実施する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【52】学長のリーダーシップによる大学改革を主体的・自律的に推進するため、平成26年10月に設置した大学院総合研究部（全教員から成る教員組織）における検討を経て、全学的視点から教育研究組織の見直しや学内資源の再配分等を重点的に進めるとともに、戦略的な人員配置を行い、本学の強みを活かした教育、研究、社会貢献の機能を強化する。

- ・【52-1】学長リーダーシップのもと、第3期中期目標・中期計画を確実に達成するため、戦略的分野に重点的に配分する予算を引き続き確保する。特に、戦略的・機動的な経費である大学高度化推進経費（学長裁量経費）の有効活用により機能強化を図る。また、引き続き大括りの予算配分を実施するとともに、従来の「定員管理」から「人件費管理」への移行を踏まえ、採用ポイント制を導入し学内資源の再配分を推進する。

【53】平成28年度に学外者の意見広聴システムを構築し、平成31年度に経営協議会外部委員の提案の検証結果等を踏まえた運営システムを完成する。

- ・【53-1】平成28年度に構築した学外有識者からの意見広聴システム等について、経営協議会外部委員による検証を行い、結果等を踏まえ運営システムを改善する。併せて、同システム（毎月大学の動向などを発信）により、学外者からの意見等を集約し、役員等打合せ会等で検討を行い法人運営に適切に反映させる。

- ・【53-2】マスコミ（山梨編集者会）と本学役員等との意見交換を行い、本学に求められる役割や機能、課題を明確にし、法人運営に反映させる。

【54】多様な人材を確保し、教育研究の一層の向上と活性化を図るため、年俸制導入に関する計画（平成28年度目標値60名）を100%達成するとともに、新たな教員評価の実施、実績に基づく給与体系への転換、混合給与（クロスアポイントメント）制度の導入、若手教員の安定的なキャリアパスの構築など、教員の人事・給与システムの弾力化を進める。

- ・【54-1】採用ポイント制の導入など、人件費管理方式への移行により、人事・給与システムの弾力化を促進し、戦略的な人員配置を進める。
- ・【54-2】全教職員に対し業績等の評価を着実に実施するとともに、その結果を適切に処遇に反映させる。また、新年俸制の導入、テニユアトラック制度及びクロスアポイントメント制度の活用など、柔軟かつ効果的な人事・給与システムの構築を進める。

【55】全学的に女性教員の割合を高め、平成32年度までに女性教員比率を17%以上に引き上げ、それを維持する。併せて、意思決定過程への女性の参画を推進するため、女性管理職比率を引き上げる。

- ・【55-1】「多様な教職員の確保に係る人事方針」及び「男女共同参画の加速のための山梨大学学長行動宣言」に沿って、女性教員比率16%を目標に女性教員を積極的に採用する。

【56】40歳未満の若手教員の雇用に関する計画に基づき、平成33年度までに退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、若手教員の比率を22%以上とする目標を達成する。

- ・【56-1】「多様な教職員の確保に係る人事方針」及び「若手育成と流動性確保による持続可能な教員人事システムに向けた今後の教員人事方針」に沿って、また、採用ポイント制を活用し、若手教員比率20%を目標に若手教員（承継ポストを使用した特任教員を含む）を積極的に採用する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【57】医・工・農に関わる様々な課題の解決に向けて取り組むことのできる高度専門職業人を養成するため、平成28年度に大学院修士課程を、平成30年度に博士課程を改組する。

- ・【57-1】大学院医工農学総合教育部各専攻の運営状況について、前年度と同様、設置計画履行状況等調査を通じて点検するとともに、課題となっている事項について、各学域と執行部による意見交換などを通じてフォローアップを行う。

【58】教員養成分野では、実践型教員養成機能への質的転換を図ることを目的として、学部においては、平成28年度から新課程（生涯学習課程）を廃止して教員養成に特化するとともに、地域の人口動態や教員採用需要等を踏まえ、教員養成機能の質の向上のための取組を強化する中で、定員規模を含めた組織の見直しの方向性を第3期中期目標期間末までに定める。また、大学院においては、現職教員の受入拡大や実務家教員の確保など、教職大学院を軸とした改革に取り組む。

- ・【58-1】教育学部における教員養成機能の質の向上を図り、地域の現代的課題に対応するため、教育ボランティア等実践教育及び教育分野における地域への貢献に向けた取組を、継続して検討実施する。
- ・【58-2】教育学部における教員養成機能の強化を図るため、全学的組織である教員養成機能の強化対策WGでの検討等を踏まえ、附属教育実践総合センター教職支援部門の拡充を行い、

学部教員が協働し教職支援部門において、「地域学習アシスト」事業の実施に向けた体制を整え、具体的な実施方法の検討を行う。また、教職支援関係の学生データ収集・整理・分析のほか、各種取組の検討を進める。

- ・【58-3】大学院教育学研究科（教職大学院）の拡充改組及び特別支援教育特別専攻科の改組計画に基づき、必要な教育課程を適切に実施するとともに、改組後の運営において明らかとなった課題に対しては、速やかに学域運営会議等において検討のうえ、必要な対応を講じる。

【59】地域志向型教育により、地域資源の保全・保護と景観形成、地域資源の観光への活用等に関する知識と実践力を身につけた人材を養成するため、平成28年度から生命環境学部新たに観光政策科学特別コースを設けるとともに、既存のワイン科学特別コースの入学定員を拡充するなど、社会的要請を踏まえた組織改革を進める。

- ・【59-1】生命環境学部の観光政策科学特別コース及びワイン科学特別コースにおいては、各コース設置後3年間の入試結果、履行状況を検証し、必要に応じ定員規模やカリキュラムを見直すなど、更なる教育内容の充実を図る。

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【60】業務運営の効率化と質の向上に取り組み、柔軟な組織編成、適正な職員の人員配置及び業務の外部委託を推進するとともに、業務運営の情報システム化をさらに進める。

- ・【60-1】平成29年度に事務連絡会で実施した業務改善及び外部委託の検討結果を踏まえ、総務担当理事のもと、柔軟な組織編成、事務の効率化を進めるとともに、大学としての重点分野に対しては戦略的な人員配置を推進する。
- ・【60-2】情報システムによる効率的・合理的な業務運用を更に進めるため、第3期中期目標期間中に保証期間を終了する現行の財務会計及び人事・給与システムの更新について、事務系仮想化基盤システムを含め、2019年6月までに調達契約を完了する。ハードウェアについては、仮想化技術によりサーバを集約するなど、管理運用に係る業務効率と費用効率を考慮したシステムを2020年1月から稼働させる。また、ソフトウェアについては、統合的な運用による業務の効率化・合理化が実現可能なシステム構成として、2020年4月から本稼働させるための準備を進める。
- ・【60-3】業務支援室を設置し、職員の業務負担の軽減と業務運営の効率化を図るとともに、大学としての重点分野に対しては戦略的な人員配置を推進する。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【61】科学研究費補助金や競争的資金等の外部研究資金、寄附金の獲得に向けURA（2名）を4名に増員するなど、学内の支援組織を整備する。

- ・【61-1】URAセンター所属のURA 4名及びプロジェクトマネージャー1名の総勢5名体制で、科学研究費助成事業や競争的資金等の外部資金の獲得支援等、研究者の研究活動以外の業務負担を軽減するための支援を行う。

【62】各省庁等の競争的資金、寄附金、その他の自己収入を増加させるため、重点的な資源配分に向けた継続的な財務分析の実施、学内プロジェクト経費による研究費の支援等、戦略的な取組を推進する。

- ・【62-1】各省庁等の競争的資金の獲得につなげるため、「萌芽的融合研究プロジェクト」等の学内研究プロジェクト経費による研究費の支援を行う。また、「インターネット寄附金シス

テム」を導入し、「教育研究支援基金」、「大村智記念基金」の寄附者の利用体系を拡充するとともに、「古本募金」及びクラウドファンディングを活用した募金活動を引き続き行うなど自己収入の拡充を図る。更に、従来の「定員管理」から「人件費管理」への移行を踏まえ、採用ポイント制を導入し学内資源の再配分を推進する。

【63】国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）等の各種分析ツールを活用し、その結果得られた課題等については、病院執行部を中心に速やかに解決することで、効率的で安定した病院収入を確保する。

- ・【63-1】HOMAS2の分析結果をもとに、入院期間の適正化（DPC入院期間Ⅱにおける退院率向上）を図り、引き続き効率的で安定した病院収入を確保する。また、施設基準の「看護職員夜間配置加算」、「医師事務作業補助体制加算」の上位加算取得及び「病棟薬剤業務実施加算」の新規取得等に向けた取組を推進するなど、更なる増収を図る。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【64】社会的要因を踏まえた適切な分析を行うことにより、契約方法の見直し、情報化の推進、省エネ等に対する方針を策定して関係者に確実に周知、啓発を行い、経費抑制を推進する。

- ・【64-1】インターネットによる物品購入を積極的に活用し、経費削減に向けた取組を推進する。また、コピー機の使用状況及び効率的な使用方法等や、省エネルギー推進委員会が策定する省エネルギー実行計画等を大学構成員に周知するとともに、省エネルギーポスター等により啓発を行い、経費の抑制を図る。

【65】各種機器（特に医療機器）の使用状況を一層的確に把握するとともに、点検・保守、修理及び更新にかかる費用の比較検討を行い、計画的・効率的に機器を整備する。

- ・【65-1】前年度に行った費用対効果の検討結果を踏まえ、更新が必要な機器の選定を行う。なお、選定に当たっては、使用年数や稼働率等のデータを勘案した上で、更新方法（購入、レンタル等）の検討を行い、計画的・効率的な機器整備を推進する。

【66】キャンパスマスタープランに沿って、空調機等に高効率機器を積極的に導入するとともに、建物共通部分（廊下、階段等）の照明のLED化やセンサー化を推進する。

- ・【66-1】建物の整備に伴い、高断熱化・高効率機器の積極的な導入を継続する。また、計画的に建物共通部分（廊下、階段等）の照明のLED化やセンサー化等を推進し、経費（エネルギー）の抑制を図る。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【67】土地、建物、設備等の現状調査や分析など、保有資産の不断の見直しを行いつつ、その結果をもとに効率的・効果的な活用を推進する。

- ・【67-1】前年度に引き続き、保有する資産の老朽化等の現状調査を役員等によるキャンパスパトロール時に行い、当該調査結果をもとに施設マネジメント委員会等において効率的・効果的な活用策を検討し、緊急性、安全性及び経済性を考慮しつつ優先すべき事業から着手する。
- ・【67-2】宿舎再整備計画に基づき、宿舎の廃止等を進めるとともに、売り払い処分が決定した塚原育種試験地跡地及び大里宿舎の土地について、売却の手続きを進める。また、成島宿舎の土地一部売却益及び建物の補償費等を活用し、成島宿舎F棟の解体及び今後有効活用する宿舎の改修等を行う。



#### IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【68】IR機能の強化による大学情報の的確な分析に基づき、毎年度の自己点検・評価を実施するとともに、第三者評価を定期的実施し、それらの評価結果を踏まえた改善やそのフォローアップに取り組む。

- ・【68-1】IR室において学内の各種データの収集・整理・分析を進めるとともに、分析結果に関して学内イントラを通じた情報発信を継続する。また、自己点検・評価に係る指標の整合性等について関係各部署との協議を進めるなど、継続して評価活動の支援に取り組む。
- ・【68-2】前年度と同様、全学的に年度計画及び中期計画の進捗状況の検証を行い、課題となっている取組については、各学域との意見交換や、評価担当理事によるヒアリング等を通じて、フォローアップを行う。

##### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【69】ホームページや広報誌等の多様な媒体を通じて、引き続き、本学の教育研究等活動の成果や運営状況に係る情報を社会に分かりやすい内容・形で国内外に積極的に発信するとともに、ホームページの閲覧状況に関する調査等により、情報発信の内容や方法を毎年度継続的に検証し改善する。

- ・【69-1】Webサイト調査を引き続き実施する。また、ステークホルダーに応じた効果的な広報手段により、分かりやすい内容で教育・研究の成果、イベント情報等を発信する。
- ・【69-2】広報戦略専門委員会において広報戦略に係る重点事項を整理するとともに、学内の情報収集体制を強化し、大学のブランド力を更に高めるための情報発信を充実させる。

#### V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【70】文部科学省の第4次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ、キャンパスマスタープランを見直し、本学の教育研究における新たな課題への対応等のための施設マネジメントを学長のリーダーシップの下に戦略的に推進する。

- ・【70-1】施設マネジメント委員会を中心に、甲府東キャンパスの整備計画の改訂を進めるなど、キャンパスマスタープランの充実に向けた取組を推進するとともに、施設マネジメントを継続的に実施するため、施設に係る課題やデータを示した「施設の現状と課題2019」を策定し、学内に周知する。

【71】既存施設の現状把握をもとに緊急性・必要性・老朽度を考慮したインフラ長寿命化計画を策定し、それに基づき整備を行う。また、引き続き附属病院再開発整備を計画的に推進する。

- ・【71-1】施設マネジメント委員会を中心に、インフラ長寿命化計画に定める行動計画を踏まえ、甲府東キャンパスの個別施設計画の策定に着手する。また、これまでに策定済みの医学部及び甲府西キャンパスの個別施設計画と甲府東キャンパスの個別施設計画を集約し、全学としての個別施設計画を策定する。
- ・【71-2】附属病院再開発整備事業のうち、病棟Ⅲ新営事業（平成31年度～平成33年度）及び基幹・環境整備（屋外環境整備等）を年次計画に基づいて行う。また、継続して病棟Ⅱ新営事業（平成29年度～平成31年度）及び既存病院改修（中央診療系）事業（平成30年度～平成33年度）を適切かつ円滑に実施する。

【72】 本学の機能強化の方向性を考慮し、アクティブラーニング等多様な教育方法が実践できる学修環境や最先端の融合研究等の拠点となる研究環境を国の財政措置の状況を踏まえ整備する。

- ・【72-1】 多様な教育方法が実践できる学修環境、及び最先端の融合研究等の拠点となる研究環境の整備を推進するため、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）をもとに、緊急性・必要性等を勘案して、施設整備年次計画を策定する。
- ・【72-2】 教育研究に係る施設整備事業として、老朽化した附属中学校屋内運動場の改築事業（平成31年度）及び基礎実習棟の改修事業（平成30年度～平成31年度）を年次計画に基づいて実施する。

【73】 本学の強みと特色を発揮するための教育研究スペースの確保に向けて、トップマネジメントとして全学的観点から引き続き施設利用実態調査を継続的に実施し、スペースを最大限に有効活用する。

- ・【73-1】 施設利用実態調査計画に基づき、役員等による甲府東キャンパスの施設利用実態調査を実施し、その評価を踏まえて再配分を行うなど、スペースの有効活用を進める。また、施設利用実態調査データをもとに、各学域等ごとに適切な基準スペースを設定するとともに、施設の適正な維持管理を行うため、スペースチャージ制度の拡充に取り組む。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【74】 多様な学生の活動を支援するため、キャンパスマスタープランに基づき、引き続きバリアフリー化を積極的に推進する。

- ・【74-1】 キャンパスマスタープラン及びインフラ長寿命化計画に基づき、ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化を継続して推進するとともに、留学生の居住環境を改善するため学生寄宿舎を改修し、国際学生寄宿舎の拡充を図る。また、建物外壁タイルについて、調査結果に基づき必要な改修を施すなど、安全・安心な教育研究環境を確保する。

【75】 教職員及び学生の事故の未然防止と緊急時の適切な対応を図るため、引き続き広く安全管理体制を強化するとともに、教職員及び学生に対する安全教育を徹底する。

- ・【75-1】 学内LAN等を活用して教職員及び学生に対し危機管理基本マニュアル、大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）、安否確認システム及び海外危機管理サービスを周知し、防災訓練並びに安否確認システムの運用テストを実施すること等を通じて教職員及び学生の安全管理意識を高める。また、危機管理基本マニュアル及び大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）を随時見直し改訂する。
- ・【75-2】 毒物及び劇物等管理専門委員会において、キャンパスパトロール時に併せて毒物・劇物等の管理を含めた安全状況確認を行い安全管理の強化を図るとともに、化学薬品管理支援システム講習会を開催し、教職員及び学生に対する毒物・劇物の管理についての安全教育を行う。また、学生（留学生を含む）に対するガイダンス等のなかで、学生の危機管理マニュアル（抜粋版）を周知説明するなど、引き続き安全教育を徹底する。
- ・【75-3】 災害発生時において、被災状況を詳細に確認し、適切な対応方法を講じられるよう、ドローンの活用を推進する。

【76】 情報リテラシーの一層の向上と不断の改善を図るため、大学の全構成員に対する情報セキュリティ教育、研修、訓練、監査を強化する。また、日々巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、ネットワーク監視体制及び情報システムを強化する。

- ・【76-1】 情報セキュリティに関する教育、研修会、講演会、訓練、監査について、実施方法や実施回数、実施内容等の見直しを行いつつ計画的に実施し、大学構成員の情報リテラシーの

向上を図る。

- ・【76-2】前年度に引き続き、国立情報学研究所（NII）が主体となつて行う「大学間連携に基づくサイバーセキュリティ体制の基盤構築事業」に参加するとともに、不正アクセス防止策の更なる検討及び実施や、民間のセキュリティ専門業者にセキュリティ監視・分析を委託し、本学インターネット環境の常時監視体制をより強固なものとするなど、サイバー攻撃を検知・解析・通報するシステムの効果的運用により、情報システムのセキュリティ対策を更に強化する。

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【77】本学が国立大学法人として社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に進めていくため、法令遵守（コンプライアンス）をさらに徹底する。特に、研究における不正行為や公的研究費の不正使用の防止のため、引き続き、倫理教育の強化及び組織としてのモニタリング体制等の整備に取り組む。さらに、内部統制のあり方について検証し、見直しを続けるとともに、監事監査や内部監査等の結果を本学の機能強化につなげる。

- ・【77-1】健全で適正な大学運営及び社会的信頼の維持に資するため、「国立大学法人山梨大学コンプライアンス推進規程」に沿って、横断的にコンプライアンスを推進する体制を強化する。また、研修会の実施及びイントラ掲示板での注意喚起を継続することにより、コンプライアンスに対する教職員の理解を深める。
- ・【77-2】内部統制の観点から、引き続き規程類の整備状況とその実効性及び運用状況について所管部署に対する監査を実施する。また、監査結果については、改善状況及び業務への反映状況をフォローアップするとともに、役員等打合せ会等でその結果を報告することにより広く学内周知を図り、PDCAサイクルを機能させる。今年度は、薬品の管理状況についての監査並びに前年度に制定された外部記憶媒体の取扱いルールに基づいた監査に注力していく。
- ・【77-3】公正研究推進室主導のもと、研究における不正行為や公的研究費の不正使用防止のため、引き続き学内掲示板に専用ページを設け、常時注意喚起を行う。また、教職員に対する説明会を実施し啓発活動を行うとともに、本学に在籍する研究者・研究支援者・学生に対し、eラーニング教材による研修等を通じ、研究倫理教育を徹底する。更に、本学で作成している「研究活動における不正行為の防止マニュアル」及び「不正防止計画」を見直し、教職員に発信することを通じ、不正防止の取組を強化する。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### ○ 短期借入金の限度額

#### 1. 短期借入金の限度額

2,440,879千円

#### 2. 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### ○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

#### 1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 大里宿舎の土地（山梨県甲府市大里町2623番41, 42, 43 1,249.57㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院総合研究部附属ワイン科学研究センター育種試験地跡地（山梨県甲府市塚原町字東山1262番3 24,486.44㎡）を譲渡する。

#### 2. 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

## IX 剰余金の使途

### ○ 決算において剰余金が発生した場合は、

- ・ 教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・（北新(附中)）屋内運動場 ・（医病）病棟Ⅲ ・（医病）基幹・環境整備（屋外環境整備等） ・（医病）病棟Ⅱ ・（医病）病院改修（中央診療系） ・（下河東）実習棟改修（医学系） ・大学病院設備整備費（内視鏡手術支援ロボット） ・小規模改修	総額 10,310	施設整備費補助金 (1,781) 長期借入金 (8,493) (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (36)

(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2 人事に関する計画

- (1) 採用ポイント制を導入し円滑に運用するとともに、人件費管理により人事・給与システムの弾力化を促進し、戦略的な人員配置を進める。
- (2) 全教職員に対し業績等の評価を着実に実施するとともに、その結果を処遇に適切に反映させる。また、新年俸制の導入、テニユアトラック制度及びクロスアポイントメント制度の活用など、柔軟かつ効果的な人事・給与システムの構築を進める。
- (3) 多様な教員構成の実現を図るため、女性研究者及び若手研究者の積極的雇用を進める。
- (4) 事務の効率化・合理化によって戦略的な組織編成と人員配置を行う。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数1,129人  
また、任期付職員数の見込みを780人とする。

(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み16,862百万円（退職手当は除く）。

別紙（予算（人件費見積含む。）、収支計画及び資金計画）

1. 予算

平成31年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,761
施設整備費補助金	1,781
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	36
自己収入	23,198
授業料、入学金及び検定料収入	2,879
附属病院収入	19,759
財産処分収入	47
雑収入	513
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,842
引当金取崩	0
長期借入金収入	8,493
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	45,111
支出	
業務費	32,177
教育研究経費	10,781
診療経費	21,396
施設整備費	10,310
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,842
貸付金	0
長期借入金償還金	759
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	23
出資金	0
計	45,111

「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額1,669百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額82百万円

[人件費の見積り]

期間中総額16,862百万円を支出する（退職手当は除く）。

## 2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	35,270
業務費	30,574
教育研究経費	2,090
診療経費	11,064
受託研究費等	733
役員人件費	110
教員人件費	7,310
職員人件費	9,267
一般管理費	342
財務費用	59
雑損	0
減価償却費	4,295
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	35,294
運営費交付金収益	9,554
授業料収益	2,301
入学金収益	339
検定料収益	75
附属病院収益	19,759
受託研究等収益	1,516
補助金等収益	0
寄附金収益	490
施設費収益	1
財務収益	558
雑益	270
資産見返運営費交付金等戻入	297
資産見返補助金等戻入	134
資産見返寄附金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	24
目的積立金取崩益	0
総利益	24

損益が均衡しない理由

附属病院に関する借入金元金償還額と減価償却費の差額  
自己収入等により取得する資産額と減価償却費の差額等

△353百万円  
377百万円

**3. 資金計画**

## 平成31年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	38,130
業務活動による支出	31,856
投資活動による支出	4,866
財務活動による支出	759
翌年度への繰越金	649
資金収入	38,130
業務活動による収入	34,738
運営費交付金による収入	9,761
授業料・入学金及び検定料による収入	2,879
附属病院収入	19,760
受託研究等収入	1,221
補助金等収入	0
寄附金収入	621
その他の収入	496
投資活動による収入	1,840
施設費による収入	1,794
その他の収入	46
財務活動による収入	887
前年度よりの繰越金	665



別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育課程	500人
	(うち教員養成に係る分野)	500人)
医学部	医学科	750人
	(うち医師養成に係る分野)	750人)
	看護学科	250人
工学部	機械工学科	240人
	電気電子工学科	230人
	コンピュータ理工学科	230人
	情報メカトロニクス工学科	220人
	土木環境工学科	220人
	応用化学科	220人
	先端材料理工学科	140人
生命環境学部	生命工学科	140人
	地域食物科学科	148人
	環境科学科	120人
	地域社会システム学科	192人
教育学研究科	教育支援科学専攻（H31 募集停止）	6人
	(うち修士課程)	6人)
	教科教育専攻（H31 募集停止）	22人
	(うち修士課程)	22人)
	教育実践創成専攻	52人
	(うち専門職学位課程)	52人)
医工農学総合教育部	生命医科学専攻	20人
	(うち修士課程)	20人)
	看護学専攻	28人
	(うち修士課程)	28人)
	工学専攻	362人
	(うち修士課程)	362人)
	生命環境学専攻	90人
	(うち修士課程)	90人)
	先進医療科学専攻（H30 募集停止）	34人
	(うち博士課程)	34人)
	生体制御学専攻（H30 募集停止）	20人
	(うち博士課程)	20人)
	ヒューマンヘルスケア学専攻	12人
	(うち博士課程)	12人)
人間環境医工学専攻（H30 募集停止）	16人	
(うち博士課程)	16人)	
機能材料システム工学専攻（H30 募集停止）	10人	
(うち博士課程)	10人)	
情報機能システム工学専攻（H30 募集停止）	9人	
(うち博士課程)	9人)	
医工農学総合教育部	環境社会創生工学専攻（H30 募集停止）	10人

	医学専攻	(うち博士課程 10人)	40人
	工学専攻	(うち博士課程 40人)	46人
	統合応用生命科学専攻	(うち博士課程 46人)	20人
		(うち博士課程 20人)	
特別支援教育特別専攻科	障害児教育専攻		18人
附属幼稚園	105人	組数	4
附属小学校	630人	学級数	18
附属中学校	464人	学級数	12
附属特別支援学校	小学部	18人	学級数 3
	中学部	18人	学級数 3
	高学部	24人	学級数 3